

たまでんBOARD

特集

新しい支部編成が スタート!

新年賀詞交歓会・新春記念講演会
令和6年度 税制改正大綱

撮影場所: 瑜伽山 真福寺 撮影: 第9支部 広報副委員長 清水正広

「定額減税」について

令和5年12月22日に「令和6年度税制改正の大綱」が閣議決定されました。大綱においては、令和6年分の所得税について定額による所得税の特別控除(以下「定額減税」といいます。)を実施することとされており、今後、関係する税制改正法案が成立した場合には、令和6年6月から定額減税が実施されることとなります。

定額減税の対象となる方

令和6年分所得税の納税者である居住者で、令和6年分の所得税に係る合計所得金額が1,805万円以下である方(給与収入のみの方の場合、給与収入が2,000万円以下(注)である方)です。
(注)子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除の適用を受ける方は、2,015万円以下となります。

定額減税額

定額減税の額は、次の金額の合計額です。

ただし、その合計額がその人の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。

1. 本人(居住者に限ります。) 30,000円
2. 同一生計配偶者または扶養親族(いずれも居住者に限ります。) 1人につき30,000円

定額減税の実施方法

【給与所得者に対する定額減税の実施方法】は、次の方法により実施されます。

令和6年6月1日以後最初に支払われる給与等(賞与を含むものとし、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」を提出している勤務先から支払われる給与等に限り、)につき源泉徴収をされるべき所得税及び復興特別所得税(以下「所得税等」といいます。)の額から特別控除の額に相当する金額が控除されます。これにより控除をしてもなお控除しきれない部分の金額は、以後、令和6年中に支払われる給与等につき源泉徴収されるべき所得税等の額から順次控除されます。

なお、「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記載した事項の異動等により、特別控除の額が異動する場合は、年末調整により調整することとなります。



このほか、【公的年金等の受給者に対する定額減税】及び【事業所得者等に係る定額減税】も実施されることとなります。

※上記を含め、定額減税に関する最新の情報は、国税庁ホームページ(定額減税特設サイト)に随時掲載していきます。



定額減税 特設サイト

所得税の定額減税に関する最新情報はこちら

インボイス制度に関するお問合せの多いご質問

国税庁ホームページでは、昨年10月に開始したインボイス制度についてインボイスコールセンター等へのお問合せが多いご質問などを掲載しております。



No.	質問	内容	資料
1	登録の手続き	適格請求書発行事業者の登録は、どのような手続で行うのですか。	資料
2	114 仕入税額控除に関するお問い合わせ	適格請求書等保存方式の開始後一定期間は、適格請求書発行事業者の登録により課税事業者となった発注事業者については、消費税の申告において勘筋に計算できる経過措置(と特別特)があるようですが、その内容について教えてください。	資料
3	1 適格請求書等保存方式の概要	「適格請求書等保存方式」の概要を教えてください。	資料
4	113 仕入税額控除に関するお問い合わせ	適格請求書等保存方式の開始後一定期間は、発注事業者からの仕入税額控除の一定割合を控除できる経過措置があるようですが、この場合の仕入税額控除の要件について教えてください。	資料
5	54 適格請求書等保存方式に関するお問い合わせ	当社は、事業者に対して飲食料品及び日用品の卸売を行っています。軽減税率制度の発効後、買手の仕入税額控除のための請求書の記載事項を満たすものとして、次の請求書を発注先へ交付しています。今後、適格請求書発行事業者の登録を受け、適格請求書の記載事項を満たす請求書を取り交わしたいと考えていますが、どのような記載事項の追加が必要ですか。	資料
6	94 立替金	当社は、取引先の会社に預金を立て替えてもらう場合があります。この場合、経費の支払先であるC社から交付される適格請求書には立替金をした会社の名称が記載されますが、B社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書の保存要件を満たすこととなりますか。	資料

詳細情報は
こちらから



令和7年1月からの申告書等の控えへの收受日付印の押なつについて

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続きの見直しの一環として、**令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わない**こととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

申告書等をe-Taxにより提出した場合は、メッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。**申告書等の提出は、是非e-Taxをご利用ください。**

※対象となる「申告書等」とは、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

その他、申告書等の提出事実・提出年月日を確認する方法は、以下のとおりです。

●申告書等情報取得サービス(オンライン請求のみ)

書面申告の場合も、e-Taxを利用して、所得税申告書、青色申告決算書及び収支内訳書のイメージデータ(PDF)を取得することができます。なお、本手続の利用にはマイナンバーカードが必要となります。

●保有個人情報の開示請求(オンライン申請・取得も可)

税務署が保有する個人情報に対する開示請求により、提出した申請書等の内容を確認することができます。写しの交付まで約1か月程度かかるほか、手数料が300円(オンライン申請の場合は200円)がかかります。法人の申告書等には利用できません。

●税務署での申告書等の閲覧サービス(税務署窓口での対応のみ)

税務署の窓口で、ご自身が過去に提出した申告書等を閲覧することができます。

●納税証明書の交付請求(提出事実のみ)(オンライン申請・取得も可)

手数料が税目ごと1年度1枚につき400円(オンライン申請の場合は370円)がかかります。

詳細情報は
こちらから



令和6年度 税制改正大綱

—法人会の税制改正提言—

～法人には朗報!交際費から除外される飲食費等の金額が5,000円から10,000円に倍増～

政府は、令和5年12月22日に令和6年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた交際費課税の特例の延長や、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が引き上げられました。また、賃上げ税制を強化し、あわせて1人4万円の定額減税を実施することで、法人と個人の税制両面から、物価上昇に対する国民負担の緩和を目指す改正となりました。主な内容をお知らせします。

法人税関係

(1)交際費等の損金不算入制度の延長と改正
交際費の損金不算入制度の適用制限については、令和9年3月までに開始する事業年度まで延長され、損金不算入となる交際費から除外される飲食費等の額が、1人当たり10,000円(現行は5,000円)以下の飲食費等に引き上げられます。令和6年4月1日以後に支出する飲食費から適用になります。中小企業特例が利用できない会社では、社内規程の見直し、従業員への周知徹底など有効に利用していくべきです。中小法人については、従来通り年間800万円まで損金算入が可能です。

(2)賃上げ税制
構造的な賃上げを実現するための施策として、給与等の支給額を増加した場合の税額控除制度について適用期間が3年間延長されます。①原則的なルール、②従業員数2,000人以下の法人向けルール、③中小企業向けルールの3階建ての構造になっています。
①原則的なルール
税額控除率を継続雇用者給与総額の増加率に応じて、控除率を変動させたうえで、教育訓練費の増加率や女性活躍・子育て支援の実施により税額控除率が上乗せされます。

継続雇用者給与総額	控除率	教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		
5%以上	20%		
7%以上	25%		

※女性活躍支援はプラチナえるばし、子育て支援はプラチナくるみんが要件
②従業員数2,000人以下の法人向けルール
青色申告書を提出する法人で常時使用する従業員数が2,000人以下の場合は、継続雇用者給与総額の増加率に応じて次のような控除率となります。ただし、その法人と支配関係がある法人を合わせて常時使用する従業員数が10,000人を超える法人は、原則的なルールの適用になります。

継続雇用者給与総額	控除率	教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援
3%以上	10%	上乗せ5%	上乗せ5%
4%以上	15%		

※女性活躍支援はえるばし3段階目以上、子育て支援はプラチナくるみんが要件
③中小企業向けルール
資本金1億円以下の中小企業向けの措置については、次の通りで控除限度額は5年間繰越が可能となります。

雇用者給与総額	控除率	教育訓練費10%超	女性活躍・子育て支援
1.5%以上	15%	上乗せ5%	上乗せ5%
2.5%以上	30%		

※女性活躍支援はえるばし2段階目以上、子育て支援はくるみん認定が要件

上記のグループごとに要件が順次緩和されていますが、②を適用可能な企業が、①を適用した方が有利な場合、①の適用が可能です。令和6年4月1日以後開始する各事業年度に適用されます。

(3)戦略分野国内生産促進税制の創設
産業競争力強化法の改正を前提に、青色申告法人が令和9年3月末までに、認定事業適応事業者としてその事業適応計画に記載された設備の新設又は増設に係る機械その他の減価償却資産を取得し、国内にある事業の用に供した時は、その認定日以後10年以内の各事業年度において税額控除が受けられる制度が創設されます。

(4)イノベーションボックス税制の創設
日本では従来から研究開発費税制として、入口の投資額に税制上の特典を与えていました。イノベーションボックス課税は特許権譲渡等の取引による所得、つまり出口に対して税負担を軽減する制度です。
青色申告法人が、令和7年4月から令和14年3月までに開始する事業年度に、居住者又は内国法人に対する特定特許権の譲渡又は他の者に対する特定特許権の貸付を行った場合は、①特許権譲渡等取引に係る所得金額に対する適格研究開発費割合又は②当期所得金額のいずれか少ない金額の30%を損金算入可能です。

(5)法人が有する市場暗号資産の期末における評価
法人が有する市場暗号資産に該当する暗号資産で譲渡についての制限その他の条件が付されている暗号資産の期末における評価額は、①原価法が②時価法のうち、法人の選定した評価方法によります。

(6)外形標準課税
外形標準課税の対象法人について、資本金又は出資金1億円超とする基準は維持されます。ただし、当分の間、その事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人だった場合は、その事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合には、外形標準課税の対象とされます。なお、施行日以後最初に開始する事業年度については、公布日を含む事業年度の前事業年度に外形標準課税の対象法人で、その施行日以後最初に開始する事業年度に資本金1億円以下で、資本金と資本剰余金の合計額が10億円を超える場合は、外形標準課税の対象とされます。施行日は、令和7年4月1日です。

(7)倒産防止共済の損金算入の制限
独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う中小企業倒産防止共済について、共済契約の解除があった後、共済契約を締結した場合には、その解除の日から同日以後2年を経過する日までの間に支出するその共済契約に係る掛け金については損金算入できません。令和6年10月以後の共済契約の解除について適用されます。

相続税・贈与税関係

(1)事業承継税制の改正
事業承継税制について、特例承継計画等の提出期限が令和6年3月31日から令和8年3月31日まで、2年間延長されます。事業承継税制の特例贈与の適用期限は、従来通りです。
(2)住宅取得資金にかかる贈与税の非課税制度の延長

直系尊属からの住宅取得資金の贈与税の非課税措置について、令和8年12月まで3年間延長されます。上乗せ措置の対象となる省エネ等住宅の省エネ性能について、要件変更が行われます。

改正前	改正後
・断熱等性能等級4以上又は一次エネルギー消費量等級4以上	・断熱等性能等級5以上かつ一次エネルギー消費量等級6以上

なお、耐震性能、高齢者等配慮対策等級等について変更はありません。また、非課税限度額にも変更がなく、省エネ等住宅であれば1,000万円まで、それ以外の住宅であれば500万円までとされています。令和6年1月1日以後の贈与から適用されます。

所得税関係

(1)定額減税
令和6年度分の所得税について3万円、令和6年度分の住民税について1万円、結果として1人当たり4万円の定額減税が実施されます。ただし、合計所得金額が1,805万円を超える場合には適用されません。なお、定額減税は、同一生計配偶者や扶養親族も対象となるので、配偶者と子供が2人の場合は、4人分として16万円の減税額になります。最短で6月以降の所得税と住民税から減額されます。

(2)適格ストックオプション税制の改正
①適格ストックオプション契約の権利行使により交付される譲渡制限株式の管理等に関する契約に従って、その株式会社において当該株式が管理等される場合には、金融商品取引業者等の営業所等に保管の委託をしなければならないとの要件が不要とされます。
②年間の新株予約権の行使に係る権利行使価額の限度額について、次のとおりとされます。
(イ)設立以後5年未満の株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から2,400万円に引き上げられます。
(ロ)設立後5年以上20年未満の上場会社の株式で、上場後5年未満である株式会社が付与する新株予約権については、1,200万円から3,600万円に引き上げられます。
③中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提として、適用対象となる特定従事者に係る要件が緩和されます。
④権利者が予約券に係る付与決議の日においてその新株予約権の行使に係る株式会社の大口株主等に該当しなかったことを誓約する書面等について、電磁的記録で提供できることとなります。

(3)エンジェル税制の改正
エンジェル税制が利用できる投資について、一定の要件を満たすストックオプションによる投資及び中小企業等経営強化法施行規則の改正を前提とする一定の信託を通じた株式の取得が含まれることとなります。

(4)住宅ローン減税の改正
認定住宅等取得して令和6年中に居住の用に供した場合の住宅ローン減税について、次の要件に該当する者を子育て特例対象個人として借入限度額が上乗せされます。
①40歳未満であって配偶者を有する者
②40歳未満の配偶者を有する者又は年齢19歳未満の扶養家族を有する者

	子育て特例対象個人	その他
認定住宅	5,000万円	4,500万円
ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円
省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円

また、40平米以上の床面積要件の緩和措置は、令和6年中に建築確認を受けた家屋について適用期間が1年間延長されます。

(5)既存住宅のリフォームに係る税額控除
既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特例控除は、子育て特例対象個人が、その者の所有する居住用の家屋について一定の子育て対応改修工事をして、令和6年4月から12月までの間に居住の用に供した場合を適用対象となります。子育て対応改修工事とは、①住宅内における子どもの事故を防止するための工事、②対面式キッチンへの交換工事、③開口部の防犯性を高める工事、④収納設備を増設する工事、⑤開口部・界壁・床の防音性を高める工事、⑥一定の間取り変更工事です。子育て対

応改修工事に係る標準的な工事費用相当額(250万円を限度)の10%に相当する金額が控除額となります。
なお、従来の既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の特例控除については、適用対象者の合計所得金額要件を2,000万円以下に引き下げて、その適用期間を2年間延長します。

資産税関係

土地に係る固定資産税等の負担調整措置
宅地等及び農地の負担調整措置については、令和6年度から令和8年度までの間、現行の負担調整措置の仕組みが継続されます。

消費税関係

(1)プラットフォーム課税の導入
国外事業者がデジタルプラットフォームを介して行う一般向け電気通信利用役務の提供のうち、指定を受けた特定プラットフォーム事業者を介して対価を受取るものについては、特定プラットフォーム事業者が行ったものとみなされます。令和7年4月以後に行われる電気通信利用役務の提供について適用されます。

(2)国外事業者に対する事業者免税点制度の見直し
①特定期間における課税売上高による納税義務の免除の特例について、売上高の代替として給与支払額による判定の対象から国外事業者が除外されます。
②新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、外国法人は基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、新規設立法人として判定が行われます。
③特定新規設立法人に対する納税義務の免除の特例について、特定新規設立法人の範囲に、その事業者の国外分を含む収入金額が50億円超である者が直接又は間接に支配する法人を設立した場合にその法人が加えられます。基準期間を有したとしても、国内における事業の開始時に、特定新規設立法人として判定が行われます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(3)国外事業者に対する簡易課税制度等の見直し
課税期間の初日においてPEを有しない国外事業者については、簡易課税制度の適用を認めないこととなります。また、適格請求書発行事業者となる際の2割特例についても利用できないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(4)高額特定資産の見直し
高額資産を取得した場合の事業者免税点制度及び簡易課税制度の適用を制限する措置の対象に、その課税期間に取得した金又は白金の地金等の額の合計額が200万円ある場合が加えられます。令和6年4月1日以後の仕入れ分から適用されます。

(5)適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れ
1件の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れの合計額がその年又はその事業年度で10億円を超える場合は、その超えた部分の課税仕入れについて80%の経過措置は認めないこととされます。令和6年10月1日以後に開始する課税期間から適用されます。

(6)登録申請書の提出期限の変更
インボイス制度で帳簿への記載を要件としていた自動販売機特例については、帳簿への住所等の記載が不要とされました。令和5年10月1日以後に行われる帳簿の記載について、運用上記載がなくても改めて求めないものとされます。

☆記事内容についてのお問合せは…
TIS税理士法人
税理士 飯田 聡一郎
TEL: 03-5363-5958
FAX: 03-5363-5449
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会

会員の
みなさまの
ご紹介



ともに
つくる、
未来。



第9支部

司法書士法人クラフトライフ

共同代表 飯田 真司 佐賀 浩二

私たちは、財産の管理や承継に係るリスクマネジメントと手続きを専門とする司法書士です。具体的には、生活保障（ライフプラン）、円滑・円満な財産承継、財産活用、相続税対策の4つの観点から、財産の管理・活用・承継スキームを構築し、提案・実行するといった業務で、信託銀行等の提供するコンサルティングサービスに近いものとして挙げられますが、私たちのサービスは、アッパーマス以下の層（以下、「一般家庭」と言います。）を中心としていることから、富裕層のような相続税対策を中心としたコンサルティングではなく、生活保障（ライフプラン）を最優先事項としたスキームを構築する点で、ベクトルが異なるサービスとなります。

一般家庭では、富裕層で行われているような、財産に関わる専門的な助言を受ける機会が少なく、財産の適切な活用や承継対策が講じられていない傾向が多分にあり、こうした環境が、当人世代だけでなく、その先の世代の資産形成に大きく影響していることを、多くのお客様の相続

支援をさせていただいた経験から痛感しました。

このような経緯から、私たちは、これまで富裕層向けに行われていた財産に関わるコンサルティングサービスを、料金形態を含め、一般家庭向けにアジャストさせ、専門分野として提供させていただいております。

少し難しいお話となってしまいましたが、相続のことや、認知症等に伴う資産凍結のこと、ご自身の死後事務のことなどが気になる方がいらっしゃいましたら、お気軽にご相談ください。ご自身だけでなく、先の世代に至るまで、「相談して良かった」と思えるご支援をさせていただきます。



司法書士法人クラフトライフ

【住所】 世田谷区用賀4-28-21
【電話】 03-6411-7103
【営業時間】 9:00～18:00
【定休日】 土日祝日(事前予約で面談可)
【URL】 <https://youga-shihou.com/>

自分らしく生きるために
「お金の設計書」を
作ってみませんか

第10支部

FPリファイン

ファイナンシャル・プランナー事務所代表 田中 友加

人生において夢や目標をかなえるために、必要なものひとつに「お金」があります。

ファイナンシャル・プランナーは、収支や資産残高、家族構成、価値観など理想のライフスタイルをもとに、総合的な資産設計や資金計画を作成し、お悩みや問題点を解決するためのプランをご提案します。

ご相談メニューは、提案書作成コースや、NISAやiDeCoを活用した資産運用コース、疑問に思ったテーマを中心にご相談いただけるスポット相談、また経営者向けの事業とプライベートを包括した資産形成などご用意しています。

提案書作成コースでは、金融資産や不動産、保険など資産と、住宅ローンなど負債をまとめた家計のバランスシートや、将来に向けた資産残高の推移が一目でわかるキャッシュフロー表を作成し、見えてきた課題の改善策をご提案します。資産運用コースでは、金融商品の特性やリスク、選び方をお伝えし、実際にはじめるための口座開設から設定までサポートします。

これまで一般的だった、結婚、出産、教育費、マイホームの購入、そして老後の生活費に備えるためのご相談に加えて、生涯独身を予定している方の住宅購入を含めた資金計画や、独立開業を目指す方からの税金や社会保険に関することなど、ご相談内容は多様化しています。

人生における理想や価値観は人それぞれ異なりますが、夢や目標を実現していただくため、一人ひとりに合ったご提案をいたします。

お金のことで悩んだり困ったり、疑問に思うことがありましたら、ぜひお気軽にご相談ください。



FPリファイン

【住所】 世田谷区桜新町2-7-10
京橋オフィス:中央区京橋1-3-2-4F
【電話】 03-6413-7083
【営業時間】 月曜日～金曜日 10:00～19:00
土曜日 10:00～17:00
【定休日】 不定休
【URL】 <https://fp-refine.jp/>

つり同好会出船!

つり同好会

日時 12月24日(日)4時～
場所 千葉県旭市飯岡港 参加者 4名



12月24日の朝の気温は氷点下1℃まで下がりました。千葉県旭市飯岡港の隆正丸にてヒラメ釣りに行きました。今はイワシの群れが来ていて大物が釣れると船宿のご主人が言っておりました。今回釣ったヒラメのお腹からは7cmくらいのイワシが出てきました。

釣果のトップは鍋島さんが3匹、中山さんが2匹、笠原さん2匹、丸山も2匹と坊主がなくて良かったです。釣った魚の多くは2kgオーバーでした。



つり同好会の予定は玉川法人会ホームページで公表していますので、皆様のご参加をお待ちしております。
(つり同好会 代表幹事 丸山 正高)

第11・12支部 合同新年会

第11・12支部

日時 1月29日(月)18時～
場所 マリスコス 参加者 14名



4月より行われる支部再編の前に、第11・12支部合同で新年会を開催しました。会のはじめは、初対面の方もおり、お互い遠慮しているところもありましたが、そこは法人会の会員同士なので打ち解けるのも早く、支部の活動状況や今後の取り組みなどの話をし、交流を深める絶好の機会となりました。

今回の合同開催で、法人会のこれまでの歩みや今後について話し合うことができ、支部再編への不安や不明な点が、かなりクリアになったと感じました。また、法人会への加入検討中の方も参加されており、第11・12両支部にとって、今後さらに良い方向になると確信ができた新年会となりました。

(第12支部 広報委員 渡邊 修)

ネパール料理と母国のお話

女性部会

日時 2月7日(水)11時～ 場所 モナルダイニング 参加者 17名



も温まりました。ムナさんから、ネパールでは香辛料を使用し、体のメンテナンスを行うと学びました。

ネパールは、南アジアでインドと中国チベットの間に位置し、女性登山家の田部井淳子さんが日本人女性として、初登頂に成功したエベレストで知られている国です。また、カシミールでパシュミナ(ストール)が有名でお安いとのことでした。自然が多く美しい風景もたくさん見られます。

参加された皆様もネパールの文化に触れながら、沢山の香辛料を使った香りよいネパール料理を楽しみました。



女性部会としてはこれからも色々な講習会を開催したいと思いますので、皆様のご参加をお待ちしております。

(女性部会長 松野 京子)

第7支部 防災訓練

第7支部

日時 2月10日(土)13時～ 場所 瀬田小学校 参加者 9名(一般213名)



今年の防災訓練は、元日の能登半島の大震災から日も浅く、防災意識も高まっている時期での開催となりました。

今回の目玉はVR防災体験車で、360°のVR映像を見ながら災害を疑似体験できる大型車両です。地震の揺れに合わせて座席が大きく動き、映像では家具が倒れ室内が一瞬で破壊される様子が目の前に迫ります。バーチャルとはいえ、実際に起きたらこうなるんだと、恐ろしいほど現実を実感することができました。その他、震度7を体験できる起震車、煙体験ハウス、家屋の倒壊で挟

れた人の救助方法、AEDの使用法、三角巾での止血法など、瀬田町会が主催し、玉川消防署および消防団の方々の協力により実施することができました。



子供さん連れの参加者も多く、7支部では非常食として保存期間5年間のビスコやスマホの充電にも使えるLEDライトを、税務署のパンフレットを添えて配布しました。

(第7支部長 三條 正人)

第3・4支部 合同新年会

第3・4支部

日時 2月2日(金)18時～
場所 トラットリア ロアジ 参加者 23名



合同での新年会に坂東会長もご参加くださり、お馴染みの等々力4丁目の「ロアジ」で盛大に開催しました。

坂東会長より「昨年から玉川法人会の全会員を対象に表敬訪問をしています。今年は支部再編の年、支部内・支部間の連携を強化し、会員の増強にご尽力いただきたい」とお言葉をいただきました。参加者は、イベント等を積極的に企画、開催し、会員増強に向けてやる気が高揚しました。

会の最後にじゃんけん大会を催し、会員からのご寄付いただきましたチーズやスイーツなどをゲットし、大変盛りあがりでした。

(第4支部 広報委員 神保 行宏)



第6支部 新年会

第6支部

日時 2月16日(金)18時～
場所 DAVELLO gastropub 参加者 30名



今年の新年会は、第6支部の会員である「DAVELLO gastropub」にて、第5、第7支部のゲストを交え開催しました。

こだわりの食材をふんだんに盛り込んだサラダ、ピザやグリルなど自慢のお料理を楽しみながら、積極的にコミュニケーションを取り合い、とても和やかな雰囲気でした。

初参加や今期入会の6名に加えて、第5支部の兼益支部長と第7支部の齊藤副支部長が参加され、新たに仲間となった多彩な業種の方とも新旧交流を深めました。

新年度、第6支部は第7支部、第5支部の一部と合併し、新たに第3支部としてスタートします。更なる活性化を目指す、希望いっぱいの新年会となりました。(第6支部 広報委員 守永 文子)

上級救命講習会

社会貢献委員会

日時 2月9日(金)9時～ 場所 玉川消防署 参加者 29名



全員に上級救命技能認定証をお渡しできました。
心肺蘇生が必要となる場面や、気道異物除去が必要になる場面などは日常ではなかなか起こりませんが、いざそのような場面に遭遇した時に、救急車を呼ぶまでの数分間に適切な処置ができる知識を身につけておくことは、とても大切だと思います。
これからも継続する事業ですので、今回参加できなかった皆さま、ぜひ次回のご参加をお待ちしております。

(社会貢献委員長 永田 裕)



■上級救命講習会は…企業にとって、役職員が上級救命技能認定証を取得することで、健康経営・企業防衛、並びに近隣等への社会貢献に寄与できる重要な事業です。

社会貢献委員会では、年2回「上級救命講習会」を開催しています。今回も玉川消防署地下一階において、(公社)東京防災救急協会のご協力をいただき、一日をかけてAEDの使い方、心肺蘇生、傷病者管理、外傷の応急手当などについて学びました。

映像やスライドに合わせて解説をいただき、救命に必要な止血や人工呼吸の実技などにも取り組みました。初めての方、久しぶりに受講された方など様々でしたが、大切な命を救うためにどなたにも有効な講習だったと思います。非会員の方もご参加いただき

青年部会 全体会議

青年部会

日時 2月13日(火)18時～ 場所 玉川町会会館 参加者 18名



青年部会の第3回全体連絡会が、2月13日に玉川町会会館で開催されました。親会から坂東会長をはじめ村田副会長、松浦副会長にもご参加いただきました。

年度末のこの時期に、今年度の総括を含む活動報告と来年度の事業報告が共有され、青年部会の活動拡大と質の向上への決意が新たにされました。租税教育や健康経営活動を通じ地域社会への貢献という使命感も強調され、活発な意見交換ができたのではないかと感じます。



連絡会後には、二子玉川のビストロます家で親睦を深める懇親会が行われました。この日は、青年部会が地域社会において更に重要な役割を果たすことへの期待が高まる一日となりました。

(青年部会 大平 健斗)

新春記念講演会「勝負師のメンタリティ」

日時 1月16日(火) 17時～
場所 二子玉川エクセルホテル東急 30階大宴会場「たまがわ」
講師 谷本 歩実氏
人数 97名



2004年アテネ、2008年北京と、オリンピックの大会を連続して、一本勝ちで金メダルという豪快な記録を打ち立てた谷本歩実さんに、勝負に賭ける厳しさのお話をいただきました。



困難にどう立ち向かい、どう打ち勝つかは、我々企業を経営する者にも通じるものがあり、真剣に興味深く聞かせていただきました。明るいお人柄がにじむ話術は魅力があふれ、時に参加者の間に降りて、気さくに質問を投げかけ、参加者の思わぬホンネが飛び出し、会場の笑いを誘いました。

「自分はメンタルが強いほうだ!と、思う人は手を上げて」との一言に、参加者のほぼ全員が高々と手を挙げたときには、思わず全員が笑い、玉川法人会会員のたくましさを感じました。

今回の「勝負師」と題されたお話の中で、最も心打ったのは、「不可能を可能にする」その時必要なものは「勇気」だということ。

様々な問題を抱えている経営者にとって、この言葉こそが、何よりの味方と響いたのではないのでしょうか?

(広報委員長 田村 尚美)

新年賀詞交歓会

日時 1月16日(火) 19時～
場所 二子玉川エクセルホテル東急 30階大宴会場「たまがわ」
人数 108名
司会 角田青年部会長



角田青年部会長



坂東会長



井部相談役



黒木玉川税務署長



保坂世田谷区長



大塚総務委員長

今年の新年賀詞交歓会は、能登半島地震の被災者の方たちへの黙とうから始まりました。コロナが5類になってからは初めてということもあり、108名もの多くの会員の方が集まりました。

立食形式で開催され、会員相互の交換の場として、皆さん、あちらこちら動きまわりながら、大いに話が弾んだようです。

坂東会長のご挨拶に続き、乾杯は大先輩の井部弥八郎相談役。黒木玉川税務署長を始め、保坂世田谷区長も駆けつけてくださ

り、盛大な賀詞交歓会となりました。

組織委員会による令和5年度「会員増強(会員勸奨)奨励策」の第1期表彰が坂東会長より受賞者9名に行われ、令和5年度の納税表彰の受賞者の紹介も行われました。

今年は支部再編という厳しい局面を迎えますが、会員の皆さんは、それに挑戦する意志と覚悟ができています。

(広報委員長 田村 尚美)

新入会員のみなさまのご紹介

第12支部



株式会社and Link

代表者 岸 亜美 業種 ネイルサロン&訪問福祉ネイル 所在地 深沢5-37-10
電話 090-3315-8905 Mail andlink.0804@gmail.com

ネイルは心の処方箋!出張福祉ネイルでは、近隣の二子玉川・岡本・馬事公苑・深沢など、多くの施設にて導入いただき、日々笑顔が生まれています。ご高齢者の方々の「QOL 向上」に、ネイルでサポートいたします!

第6支部



坂上デンタルオフィス

代表者 坂上 斉 業種 根管治療専門医院 所在地 玉川3-14-8 A*G二子玉川 3-b
電話 03-6805-6546 HP http://www.sakaue-dental.com/

当医院では、最低1時間の時間をとり、マイクロスコープを使用した確かな治療をお約束いたします。患者さんの歯は、それぞれ特別なものですから、1歯1歯を誠心誠意治療させていただきます。困難な治療の場合も、マイクロスコープやCT画像を用いて、丁寧に診査を行い、最適な治療法をご提案させていただきます。ご心配な歯がございましたら、お気軽にご相談ください。

※個人情報取り扱い上、賛助会員の皆さまは、ご掲載希望の方のみ、掲載させていただきます。ご掲載希望の方は、玉川法人会事務局まで、ご一報くださいますようお願いいたします。

世田谷都税事務所からのお知らせ

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- いつでもどこでも簡単にスマホで納税ができます。
- スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 手数料はかかりません。



利用できるアプリ



注意事項

- 領収証書は発行されません。
- 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
- バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。

主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

※地方税統一 QR コード (eL-QR) のある納付書については、スマートフォン決済アプリで eL-QR を読み取ることも納付できます。詳細は主税局 HP をご覧ください。
(QR コードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)

EVENT SCHEDULE | 行事予定 |

3月

日	曜	行事	場所 (時間)
3	日	生活習慣病健康診断	09:30 いであ株式会社
6	水	玉川法人会 正副会長会議	13:30 玉川法人会事務局
6	水	玉川法人会 理事会	15:00 玉川町会会館
7	木	女性部会 役員会	13:30 玉川法人会事務局
8	金	広報委員会	18:00 玉川ボランティアビューロー
14	木	第1支部 女性部会幹事会	11:45 ラ・クープ
15	金	第6支部 ダブル講演会 ★	18:00 丸三証券二子玉川店
18	月	第8支部 ゴルフ交流会	09:18 東京よみうりカントリークラブ
19	火	決算法人説明会 ★	13:30 玉川町会会館

4月

日	曜	行事	場所 (時間)
14	日	第35回 さくらまつり (第6支部※) ★	11:00 桜新町駅前通り
18	木	第18回全国女性フォーラム広島大会	14:00 広島グリーンアリーナ
23	火	青年部会・女性部会合同活動報告会	18:00 未定
24	水	決算法人説明会 ★	13:30 玉川税務署

※上記は2024年2月17日現在のものです。状況により、予定は変更される場合があります。最新情報は、玉川法人会ホームページをご確認ください。

※★マークは一般の方も参加できる行事です。イベント参加をご希望の方は、玉川法人会事務局へお問い合わせください。

注:2024年4月から新しい支部編成が実施されるにあたり、支部表記を新編成後の支部名にいたします。

今号の記事内の支部名と3月の行事予定は旧支部名になります。(3月の行事予定の支部名と4月の支部名は異なりますので、予めご了承ください。)

編集後記

第9支部 広報委員会副委員長 清水 正広

今号の表紙は、第9支部管内にあります「真福寺」です。当初は実相山真如院と名乗っていましたが、後に瑜伽山(ゆがさん)真福寺となり、古くから山門が赤いため「赤門寺」とも呼ばれています。用賀という地名は、真福寺が開基される以前の鎌倉時代初期に瑜伽(ヨーガ)の修験道場がつけられたことからだそうです。

実は、この道場跡が真福寺であるという説もあります。用賀商店街の一角に参道の入口があり、両脇に石柱が立っています。この商店街こそが元々は大山街道です。用賀宿は大山街道旧道(上町線)と新道(新町線)が合流する場所で、栄えていました。江戸の人々はここを通り、瀬田玉川神社、二子の渡しへと向かったのです。

速報!

玉川税務署長賞の東深沢小学校6年の岩悠悠大さんが「東法連 税に関する絵はがきコンクール」で優秀賞を受賞されました! おめでとうございます!
(次号で詳しくお知らせします。)



会費納付ご請求のお知らせ

玉川法人会の会費納付ご請求は4月および10月の2回となっております。4月22日(月)が口座引落日となりますので、よろしく御願い申し上げます。

※ご指定の金融機関により口座引落日は異なる場合がございます。※年払いの会員様は4月のみお引き落としとなっております。

たまでんBOARD 3月号 (Vol.217号 通巻317号)

発行人 公益社団法人 玉川法人会 会長 坂東義治
編集 公益社団法人 玉川法人会 広報委員会
〒158-0094 東京都世田谷区玉川2-1-15
TEL 03-3707-8668 FAX 03-3707-4992
https://www.tamagawa.or.jp

公益社団法人 玉川法人会
「正しい税知識を身に付けたい」
「経営者としての資質を向上させたい」
「経営者の仲間を作りたい」

「法人会」は経営者の皆さんを支援する全国的な組織です。



公益社団法人 玉川法人会の 発展をお祈り申し上げます



玉川間税会

会長 大塚繁夫

〒158-0095 世田谷区瀬田5-19-3

(株)大塚園内

TEL / FAX 03-3708-0636

玉川間税会へのご入会を
お待ちしております。

旅日本株式会社

旅 NIPPON

探して、くらべて旅に出よう

ぶらタク 1泊2食宿泊代・タクシー往復送迎付プラン

気軽にぶらっとタクシーツアー「ぶらタク」。お客様のご希望の時間にご自宅へタクシーがお迎えに行き、翌日はホテルへタクシーがお迎えに行き、ご自宅までお送りします。コロナ対策も実施していますので、安心して、旅行に行けます。下記以外にもプランがございます。詳しくは、石井までお問合せください。

参考プラン

出発地世田谷区内(1泊2食/往復タクシー代/消費税/入湯税込)

宿泊地	ホテル名	旅行代金 4人(お一人様)	3人(お一人様)	2人(お一人様)
箱根湯本	ホテル南風荘	¥28,640	¥34,360	¥43,160
湯河原	ニューウエルシティー湯河原	¥28,530	¥34,250	¥43,380
熱海	ホテル大野屋(飲み放題付)	¥28,750	¥33,590	¥43,270
山中湖	CARO FORESTA	¥30,070	¥37,000	¥48,440
木更津	龍宮城スパホテル三日月	¥35,240	¥42,390	¥56,800

お問い合わせや予約は

旅日本株式会社

携帯 090-3230-7555 担当/石井

ホームページ <https://tabi-nippon.com> メール info@tabi-nippon.com

東京都知事登録旅行業第3-6456号 一般社団法人全国旅行業協会正会員 IATA/TIDS 96-6 4208 1

〒158-0082 東京都世田谷等々力七丁目15番5号 TEL 03-5706-3099